

東北文教大学短期大学部現代福祉学科規程

(趣旨)

第1条 東北文教大学短期大学部現代福祉学科（以下「現代福祉学科」という。）規程は、東北文教大学短期大学部学則第1条に規定する目的を達成するため教育目標を明確にすることを趣旨として制定する。

(学科の目的)

第2条 現代福祉学科は、「敬・愛・信」の建学の精神に則り、人権を尊重する基本姿勢と深い人間愛、豊かな人間性を兼ね備えた、介護福祉における基礎的な実践力を有する人材の育成を目的とする。

(教育目標)

第3条 現代福祉学科の教育目標は以下の通りとする。

- (1) 幅広い視野と教養を持ち、社会保障や社会福祉に関する制度・施策を理解し、多角的な視点からの確かな判断ができる人材を養成する。
- (2) 基礎的な介護の知識と技術を有し、実践を的確に記録し、常に根拠のある介護が提供できる人材を養成する。
- (3) 人間の尊厳や人権を基盤にして、福祉を必要とする人々を理解し、その苦悩に共感し、相手の立場にたって考えられる人材を養成する。
- (4) 人間の持つ生活・福祉問題を総合的に把握し、潜在能力を引き出して活用する自立支援を基本として、サービスを計画的に提供できる人材を養成する。
- (5) 他の職種との役割とチームアプローチの必要性を理解し、トータルケアをチームの一員として、積極的に推進できる人材を養成する。
- (6) 情報機器や福祉機器を活用して、事態に的確に対処できる人材を養成する。
- (7) 他の職種やチーム、利用者との円滑なコミュニケーションを取ることのできる人材を養成する。

(卒業認定・学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー)

第4条 現代福祉学科では、東北文教大学短期大学部学位規程に基づき、以下の知識・技能・態度を身につけ、基準となる単位数を修得した者に卒業を認定し、短期大学士（現代福祉学）の学位を授与する。

- (1) 人間科学及び社会福祉に関する知識を理解したうえで、地域の諸問題に責任をもって関わるための思考力・判断力・表現力を身につけ、意見を交わすことができる。
- (2) 介護を必要とする人が、自分らしい生活を継続できるよう、基本的な生活支援技術を実践できる。
- (3) 人間の尊厳や人権を尊重する態度と倫理観を持ち、コミュニケーション力・協調性・積極性を身につけ、社会に貢献できる。

- 2 基準となる単位数は、本規程に規定する。さらに、前項に規定した知識・技能・態度の育成に資するため、基準となる単位数に、以下に示す単位数を含むものとする。
 - (1) については、現代福祉基盤教育科目における「基礎科目」「医療と組織」「発展科目」区分で定める単位数
 - (2) については、介護福祉専門教育科目における「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」区分で定める単位数
 - (3) については、介護福祉専門教育科目における「人間と社会」区分で定める単位数
- 3 本条1項に規定した知識・技能・態度に対応する学習成果の指標を明確化する。

(教育課程編成の方針・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

第5条 現代福祉学科の教育課程編成の方針を以下に示す。

- (1) 現代福祉学科の教育目標を達成するために、教育課程を現代福祉基盤教育科目(基礎科目、発展応用科目)、介護福祉専門教育科目(人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア)、ビジネス関連科目、卒業研究、日本語で編成する。
 - (2) 現代福祉基盤教育科目の「基礎科目」では、初年次教育として大学で学修するために必要な文章作成や表現力を育成するための科目、教養科目を配する。
 - (3) 現代福祉基盤教育科目の「発展応用科目」では、地域福祉、障がい特性に応じた専門技術に関する科目を配する。
 - (4) 介護福祉専門教育科目の「人間と社会」では、介護を必要とする人に対する全人的な理解や尊厳の保持、社会福祉制度に関する科目を配する。
 - (5) 介護福祉専門教育科目の「介護」では、人間の幸せと社会のあり方を幅広く捉え、「尊厳の保持」「自立支援」を踏まえて、あらゆる場面に汎用できる専門的な知識・技術・態度を養う科目を配する。
 - (6) 介護福祉専門教育科目の「こころとからだのしくみ」では、介護実践に必要な、人間の成長と発達ならびに障がいの医学的側面に関するこころとからだのしくみを理解する科目を配する。
 - (7) 介護福祉専門教育科目の「医療的ケア」では、医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実践するに必要な知識・技術・態度を修得する科目を配する。
 - (8) ビジネス関連科目では、医療事務や情報、ビジネスに関する科目を配する
 - (9) 卒業研究では、それまでの教育内容の統合化として、課題解決に取り組む卒業研究を必修科目として配する。
 - (10) 日本語では、留学生の学修支援を促進するため日本語を配する。
- 2 現代福祉学科で開講する全ての授業科目を、本規程第4条3項に規定する学修成果の指標に対応させる。

(入学者受け入れの方針：アドミッション・ポリシー)

第6条 現代福祉学科で入学者に求める学生像は、次の観点を満たしているものとする。

- (1) 現代社会のかかえている諸問題に広く関心を持ち、自らの意見を述べられる学生。
 - (2) 地域社会における諸問題に広く関心を持ち、介護福祉に強い学修意欲がある学生。
 - (3) 周囲の人との良好な人間関係を保つためのコミュニケーション能力があり、他者に対する誠実な態度と礼儀がある学生。
 - (4) 学後の学修に必要な基礎学力があり、自己目標を達成するために主体的に学ぶことができる学生。
- 2 求める学生像に資する学生を適正に多角的に受入れるために、評価方法として、「学力の3要素」を多角的・総合的に評価する「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」、社会人や留学生を対象とする「特別入試」を実施する。

(授業科目の担当)

第7条 現代福祉学科の授業は、現代福祉学科の専任教員、兼任教員及び兼任教員が担当する。

(学科長)

第8条 現代福祉学科に学科長を置く。

- 2 学科長は現代福祉学科を代表し、現代福祉学科の管理・運営を統括する。

(学科会議)

第9条 現代福祉学科運営に関する事項については、現代福祉学科会議において審査する。

(卒業要件)

第10条 現代福祉学科を卒業するためには、2年以上在学し、本条2項に規定する単位数を修得しなければならない。

- 2 現代福祉基盤教育科目（基礎科目）については8単位以上、現代福祉基盤教育科目（発展応用科目）については3単位以上、介護福祉専門教育科目（人間と社会）については6単位以上、介護福祉専門教育科目（介護）については8単位以上、介護福祉専門教育科目（こころとからだのしくみ）については8単位以上、卒業研究2単位、これら35単位を含め、総計62単位とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。